免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります!

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、 インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



~ A社さんのケース ~

ぬいぐるみ製造業 (免税事業者)

A社さん、インボイス制度のこと検討してます? お互いに関係があるみたいなんですよー

> 町の雑貨屋 (課税事業者)



インボイス制度ですか・・・?

インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書) **を保存する必要**があります
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発) 行事業者)の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申 告が必要となります

売手 (インボイス発行事業者)





買手



A社さんの 疑問

仕入税額控除ってなに?

申告って、どう計算するの? 課税事業者は、売上げの10%を 納税しなきゃいけないの?

疑問 登録を受けるかどうか

って、どう判断したらいいの?

当社が登録しないと

疑問 どうなるんだろう・・・

B社さんにどんな関係が・・・?



疑問 インボイスって どう作ればいいの?



广 [法人番号]7000012050002

仕入税額控除ってなに?

納付する消費税額の計算方法

売上げの消費税額 (売上税額)

一 仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)

納付する税額

(納付税額)

差し引く計算が 仕入税額控除

仕入税額控除には インボイスの保存 が必要



インボイスがなければ 仕入税額控除できない※

一定期間、経過措置が設けられています

ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ)



仕入先 (材料業者)



7,700円 う510%相当分 ①700円

取引対価×10/110



(製造業者)



11,000円 うち10%相当分* ②1,000円



売上先 (小売業者)



14,300円 う510%相当分

③1,300円



(消費者)

疑問 2

当社が登録しないと どうなるんだろう・・・



登録をしないと、

売上先(B社)にインボイスを交付できない そして、売上先(B社)は、インボイスがなければ 仕入税額控除ができない

ということは…



0円

1.300円

1,300円 売上税額

仕入税額

納付税額



2



ンポイスがあれば

当社(売手)がインボイスを交付した 場合と比べ、売上先(買手)の納 **付税額が大きく**計算されます※

- 定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて) 制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除でき

ます (請求書の保存など、要件があります)

※一定割合⇒【令和5年10月~令和8年9月】80% 【令和8年10月~令和11年9月】50%

疑問 3

申告って、どう計算するの? 売上げの10%を納税

しなきゃいけないの?



課税事業者になったとしても、インボイスを 保存し、仕入税額控除を行えば…

1,000円 -

売上税額

700円 = 300円

仕入税額 納付税額

f.421



納付税額は、売上げの10%ではなく **仕入税額控除後の金額です**※



一定の場合、**簡易課税制度**を 適用することができます

(す3ページへ

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額

仕入れや経費の消費税額

納付する税額

売上税額が分かれば 納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

2ページの例だと…

ステップ1 1,000円 ×**70%** = 売上税額 みなし仕入率

700円 仕入税額

ステップ2 売上税額

1,000円 -700円= 300円

什入税額 納付税額

事業区分	該当する事業	<i>み</i> なし 仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業(飲食料品)	80%
第三種	製造業、農林漁業(飲食料品除く)等	70%
第四種	その他事業(飲食店業等)	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

ぬいぐるみ 製造業

- ※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存 は不要です
- (注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの?

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- □ **課税事業者**である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- □ 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- □ 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- □ 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- □ 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- □ 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます
- ◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です



免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に **関する考え方**については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者 及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」(財務省・公正取引 委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)が公表されていますので、 参考にしてください



疑問 1 仕入税額控除ってなに?

納付する消費税額の計算方法

売上げの消費税額

(仕入れ**や経費の消費税額** (仕入税額) = 納付する税額

(納付税額)

(売上税額)

5.上九倍只

差し引く計算が仕入税額控除



仕入税額控除には インボイスの保存 が必要

インボイスがなければ 仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ)



仕入先 (材料業者)



7,700円 5510%相当分*

版引対価×10/110



②1,000円



11,000円 5510%相当分*



売上先 (小売業者)



14,300円

5510%相当分 31,300円



疑問 2

当社が**登録しないと** どうなるんだろう・・・



登録をしないと、

売上先(B社) **にインボイスを交付できない** そして、売上先(B社) は、**インボイスがなければ 仕入税額控除ができない**

ということは…





1,300円 -売上税額 0円 件 3. 報報 = 1.300円

仕入税額

納付税額







当社(売手)がインボイスを交付した 場合と比べ、**売上先(買手)の納 付税額が大きく**計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて) 制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除できます(請求書の保存など、要件があります)

※一定割合 ⇒【令和5年10月~令和8年9月】80% 【令和8年10月~令和11年9月】50%

疑問 3

申告って、どう計算するの? 売上げの10%を納税

しなきゃいけないの?



課税事業者になったとしても、**インボイスを** 保存し、仕入税額控除を行えば…

1 000

売上税額

1,000円 **- 700円** =

700円 = **300円** 仕入税額 納付税額

ポイント



納付税額は、<u>売上げの10%ではなく</u> **仕入税額控除後の金額**です*

帳簿とインボイスの保存が必要です



一定の場合、**簡易課税制度**を 適用することができます

(す3ページへ